

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県の市町職員で、森林・林業行政に関する業務の経験が少ない者、森林経営管理制度等に基づく森林の集積・集約等の業務に携わる者を対象に、業務に必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

(4) 事業予算上限額

金5,462,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年4月1日（水） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年4月3日（金） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年4月6日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県農林水産局林業課

② 提案書提出期限

令和8年4月8日（水） 午後5時

③ その他

ア 提案書を提出した後、提案書を取り下げる場合は、速やかに取り下げ願い書を提出すること。
なお、提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書を提出すること。また、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

イ 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 誓約書

イ 登記事項証明書（法人格を有する団体の場合、発行日が申請日から3か月以内のもの（の写し）

ウ 納税証明書：「県税及び地方法人特別税」（県税事務所（本所・分室）で交付）、消費税及び

地方消費税」(税務署で交付)について、滞納・未納がないことを証明する書面(いずれも発行日が申請日から3か月以内のもの)

ただし、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。

エ 機密データの保存等に関する申出書

ただし、広島県の令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格を有している場合、ア、イ、ウについての提出は必要ないものとする。

② 申請書の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

(6) 仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県農林水産局林業課に対してその理由の説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和8年4月13日(月)までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和8年4月14日(火)までに、書面により行う。

(8) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(12) 提出された提案書について

① 提出された提案書は、返却しない。

② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 評価基準
- (5) 企画提案書作成要領
- (6) 様式類
 - 【様式 1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - 【様式 2】誓約書
 - 【様式 3】仕様書等に対する質問書
 - 【様式 4】取り下げ願い書
 - 【様式 5】機密データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県農林水産局林業課 担当 鈴木

電話 082-513-3683（ダイヤルイン）

【様式 1】

公募型プロポーザル参加資格確認申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
(担 当 者)
(電 話 番 号)
(F A X 番 号)

令和 年 月 日付けで公告のあった次の公募型プロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること、公募型プロポーザル参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

- 1 業務名：令和 8 年度森林経営管理制度等研修支援業務
- 2 添付書類（有 ・ 無）

添付書類有の場合、書類名を記入

誓約書

【様式2】

誓約書

令和 年 月 日

広島県知事 様

所在地

商号・名称

代表者名

印

(担当者名

)

今般の令和8年度森林経営管理制度等研修支援業務に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、次のことについて、異議はありません。

- この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されること。
- 法令に違反した場合等に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、損害金が請求されること及び契約が解除されることがあること。
- 契約が解除された場合に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、違約金を支払うこと。

【様式3】

仕様書等に対する質問書

令和 年 月 日

広島県知事 様

〒
所在地
商号又は名称

	担当者名	
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

業務名：令和8年度森林経営管理制度等研修支援業務

質 問 事 項	
------------------	--

【様式 4】

取り下げ願い書

令和 年 月 日

広島県知事 様

〒
所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

	担当者名	
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

令和 年 月 日付で公告のあった令和 8 年度森林経営管理制度等研修支援業務の公募型プロポーザルへの参加を表明の上、関係書類を添えて参加資格確認申請書及び提案書を提出しましたが、都合により取り下げます。

注 不要の文字列を削除して提出してください。

【様式 5】

機密データの保存等に関する申出書

年 月 日

(住所)

(氏名又は法人名等)

今回の入札等の結果により、 から委託された場合の業務に関して、機密データの保存等については次のとおり取り扱う予定であることを申し出ます。

1 機密データの保存に使用する媒体等の名称	
2 機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地	<input type="checkbox"/> 日本国内のみ <input type="checkbox"/> 日本国外（全部又は一部） (国名：)
3 機密データの利用・保存先として、オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (サービス名称：) <input type="checkbox"/> 無
4 生成A Iの利用予定の有無 ※ 本業務の機密データの取扱いについて、生成A I又は生成A Iを利用したサービスでの利用予定の有無を回答してください。また、有とした場合には利用する生成A Iのサービス名を記載してください。	<input type="checkbox"/> 有 (サービス名称：) <input type="checkbox"/> 無
5 再委託等の有無 ※ 今回委託予定の業務に関して機密データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいいます。）。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

【注記事項】

- 1 この申出の内容は、入札等の結果に影響しませんが、機密データの保存等の状況により安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。
- 2 再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 入札等の結果に基づき契約の相手方となった場合、契約時に別途「機密データの保存等に関する届出書」により、クラウドサービス及び生成A Iの利用状況の詳細を届け出る必要があります（再委託先等がある場合には、再委託先等についても個別に届出書の提出が必要となります。）。